

高岡市の産業振興

高岡市産業の振興及び小規模企業の持続的発展に関する基本条例

～地域が一体となった産業振興の推進～

高岡市産業振興ビジョン改訂版(概要)

～新たな事業主体の輩出と地域産業の「稼ぐ力」の強化～



平成28年4月

高岡市

高岡市産業の振興及び小規模企業の持続的発展に関する基本条例

この条例の目指すもの

産業振興は、地域経済の健全な発展及び市民生活の向上を支える大きな役割を果たしています。産業振興の推進に当たっては、事業者をはじめ産業関係者や市民の皆様と意識を共有し、継続的、統一的な取組みを進めることが重要であり、また、特に本市産業の大部分を占める小規模企業の持続的な発展が不可欠です。

このため、産業振興等について、基本理念や市の責務、関係者それぞれの役割を明らかにし、施策推進のよりどころとするため、「高岡市産業の振興及び小規模企業の持続的発展に関する基本条例」を制定しました。

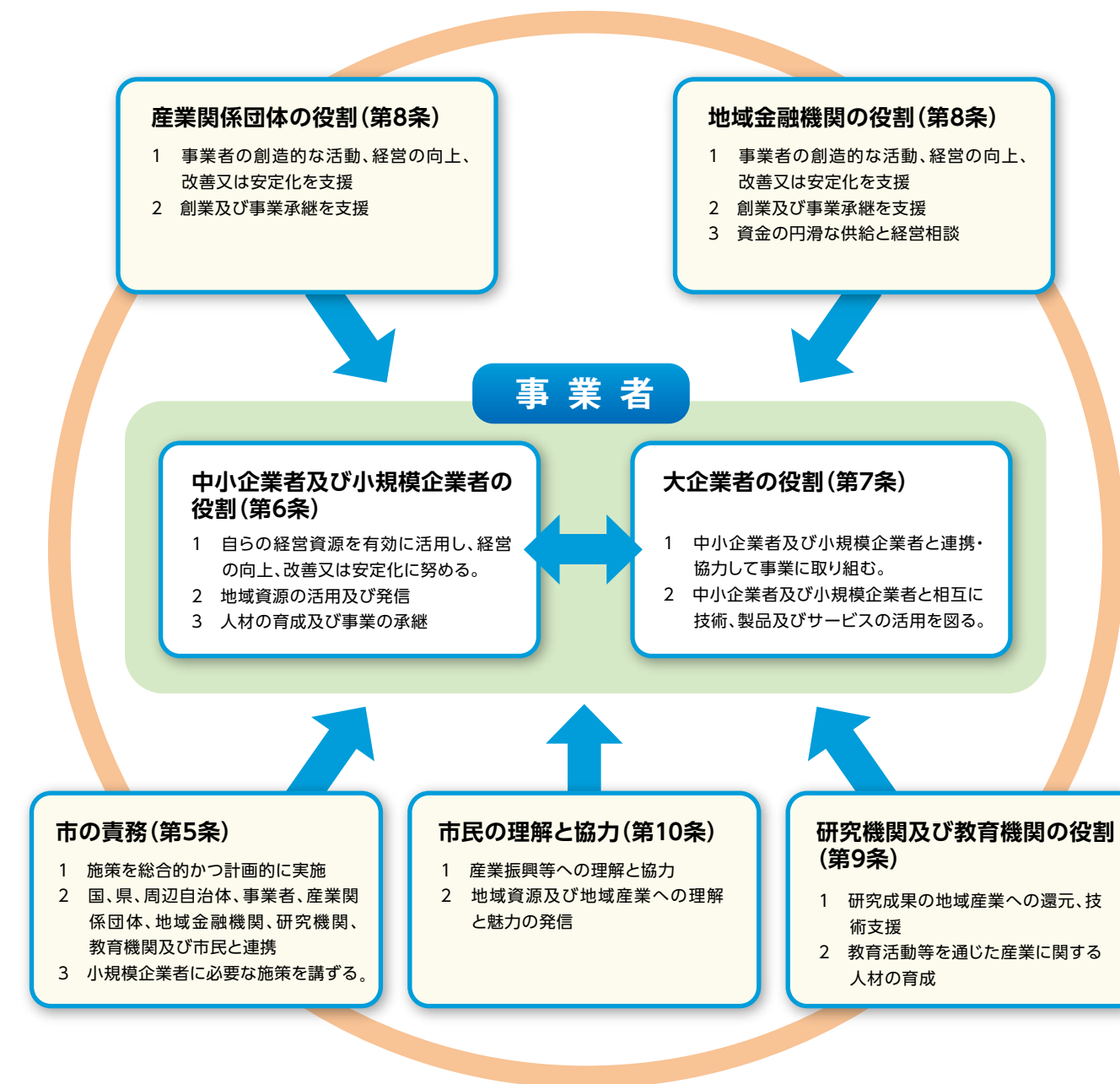
産業振興等の基本理念(第3条)

- (1) 事業者の自主的な努力のもと、その創造的な活動を活かすとともにその経営の向上、改善又は安定化を促進すること。
- (2) 創業及び事業承継を促進し、地域の多様な産業の維持を図ること。
- (3) ものづくりの技その他の本市が有する地域資源を活用し、又は発信すること。
- (4) 小規模企業者について、その自主的な努力のもと、多様な主体との連携と経営資源の有効な活用により事業の持続的発展を図ること。
- (5) 市、国、県、周辺自治体、事業者、産業関係団体、地域金融機関、研究機関、教育機関及び市民が相互に連携し、及び協力すること。

産業振興等に取り組むための指針の策定(第4条)

産業振興等に取り組むため、産業振興等に関する基本的な方向や施策などを体系的に表した指針(産業振興ビジョン)を策定します。

地域が一体となった産業の振興(第5～10条)



高岡市産業振興委員会の設置(第11条)

外部の産業関係者からなる高岡市産業振興委員会を設置し、広くご意見を頂きながら各種施策・事業に取り組めます。

みなさんの役割の具体的な事例

みなさんのご理解とご協力をお願いします。

<p>中小企業者 小規模企業者の みなさん</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統的な技術や新素材等を活かした新技術・新製品開発や販路開拓、国際展開 ・ 事業継続のための基盤強化や経営の見直し ・ 飲食・宿泊業における観光地紹介やクラフト食器の活用 ・ 次世代の担い手育成、円滑な事業の引継、伝統産業における希少技術の継承 ……など
<p>大企業者の みなさん</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小・小規模企業と合同グループによる取組み ・ 中小企業からの提案を活かした新たな事業展開 ・ 大規模商業施設などにおける地元企業のイベント開催 ・ 大企業の地元調達拡大(地元企業との取引増) ……など
<p>産業関係団体 地域金融機関の みなさん</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営指導員による分析、課題解決のアドバイス・助言などの伴走支援 ・ 関係機関と連携した創業者等の掘り起しと支援 ・ 金融機関におけるコンサルティング機能の発揮、資金面の支援(資金の円滑な供給) ……など
<p>研究機関 教育機関の みなさん</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究機関による企業シーズ、市場ニーズに対応した研究と成果の活用 ・ 地場産業に関する教育活動や産業に関するイベント開催・協力 ……など
<p>市民の みなさん</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業振興施策への協力、事業者が実施する地域活動への参加 ・ 地域の事業者の製品やサービスの購入 ・ 高岡の魅力の友人知人等への発信、来訪者に対するおもてなし ・ 次世代を担う子供たちへの魅力ある地域産業の啓蒙 ……など
<p>市の取組み例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新産業創造プラットフォームによる市を総合窓口とした関係機関との支援体制(ワンストップ対応) ・ 商工会議所、商工会や金融機関等とのネットワークによる創業者支援 ・ 祭り・イベント、観光ガイド対応など、市民協働による観光推進 ……など

高岡市産業振興ビジョン改訂版

概要

～新たな事業主体の輩出と地域産業の「稼ぐ力」の強化～

I 産業振興ビジョンの改訂

高岡市産業振興ビジョンは、平成23年に、北陸新幹線開業などの発展のチャンスを生かして産業の活性化につなげ本市の持続的な発展を図るため、新産業の育成、地場産業の振興、企業立地・誘致の促進、観光振興、産業支援環境・体制の充実など、産業界、産業支援機関や行政が協働で推進していく際の指針として策定しました。

ビジョンの10年の計画期間を折り返すに当たって、国の産業振興の方向性や平成27年の北陸新幹線開業とそれに関連した市内交通基盤の整備進展など、本市産業を取り巻く状況が変化しています。計画期間の後半に向け、こうした状況とこれまでの施策の進捗などを踏まえ、ビジョンを見直し、施策体系の追加、拡充等を行いました。この改訂では、産業振興に向けた取組みの「見える化」を図りつつ、新たな事業主体の輩出と地域産業の「稼ぐ力」の強化を目指すこととしています。

II 計画の期間

ビジョンの期間は、平成23年度から32年度までの10年間です。改訂版は、平成28年度から32年度までの5年間を対象としています。

Ⅲ 具体的施策・事業

5つの基本方向に基づき、国や県、関係機関、事業者と連携しながら産業振興を推進します。

1 新たな成長分野への進出・創業支援

今後成長が期待される分野への挑戦や新事業展開、創業に対する積極的な支援を行います。

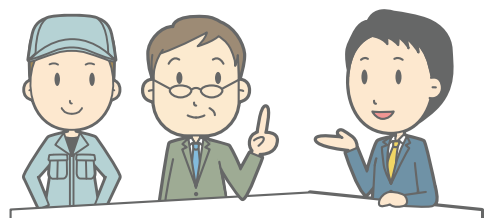
施策方針

① 産学官金連携による新分野・新事業展開、研究開発の支援

具体的な施策

- 1 高機能素材等の研究開発支援
- 2 産学官金連携による企業支援
- 3 新分野・新事業展開に対応する人材の育成
- 4 農産物等の地域資源を活用した新たな事業展開の促進

② 起業・第二創業のシーズ発掘強化と伴走型支援による自立



- 1 金融機関、産業支援機関との連携強化による創業のシーズ発掘
- 2 起業・第二創業と自立に向けた意欲醸成、伴走型サポート
- 3 創業の場の円滑な提供
- 4 創業支援融資制度の継続、充実
- 5 中心市街地等の商店街における開業・改修支援

2 ものづくりイノベーションの推進

既存産業(地場産業・伝統産業)の経営基盤強化や新技術・新製品開発、海外需要の取込みなど、高度化・多様化への対応を支援します。

施策方針

① 技術等を応用した用途開発の推進

具体的な施策

- 1 新技術等の取り込みによる技術の高度化、製品の高付加価値化
- 2 技術とデザインの融合による新製品開発

② 地場産業・伝統産業等のマーケティング強化



- 1 市場を意識した新製品開発
- 2 国内外への高岡の産業の魅力発信
- 3 企業活動の国際化支援
- 4 販路開拓支援
- 5 伝統産業活動支援

③ 次世代への技術の継承

- 1 伝統的な技術の継承
- 2 後継者・人材の育成

3 産業基盤の整備・企業誘致の強化

企業ニーズに対応する企業団地等の産業基盤の整備、支援体制の拡充を行い、企業立地を促進します。

施策方針

① 新たな企業団地の整備

具体的な施策

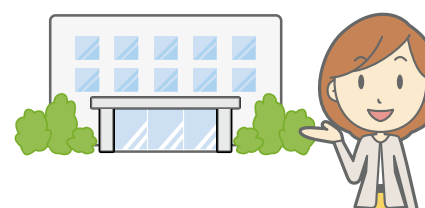
- 1 企業立地ニーズに対応する具体的な企業団地の整備検討

② 企業活動を活性化させる環境整備

- 1 既存企業の事業活動を促進する環境整備
- 2 市内の工業団地等の企業集積エリアにおける環境整備

③ 企業誘致・立地の推進

- 1 産業集積を活かした企業誘致活動
- 2 地方における企業等の拠点強化を見据えた立地促進体制の構築
- 3 ワンストップによる受入・相談体制の充実
- 4 空き工場等の活用推進
- 5 高速道路網と伏木富山港を活用した物流の促進



4 経営と雇用の安定化

中小企業者・小規模企業者の経営支援を図るとともに、雇用機会の確保・安定化に努めます。

施策方針

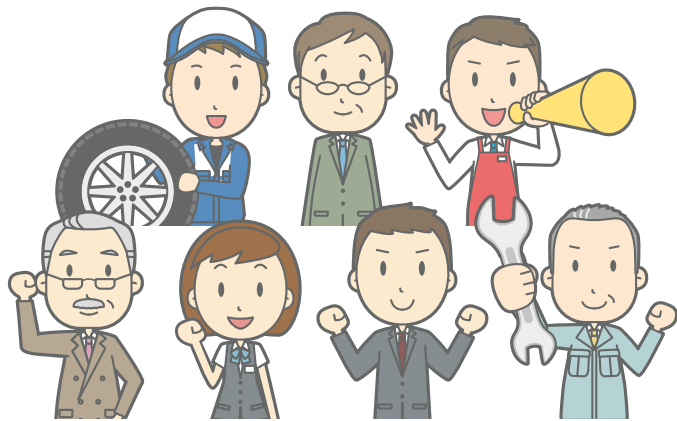
① 中小企業者・小規模企業者の経営支援

具体的な施策

- 1 中小企業者・小規模企業者への経営支援の充実
- 2 各種融資制度による経営基盤の安定化

② 雇用支援と人材の育成

- 1 若年者人材確保支援
- 2 中高年齢者・障がい者雇用対策
- 3 女性の活躍促進
- 4 技能訓練の実施
- 5 勤労者生活の充実



5 特徴を活かした観光地域づくりと広域観光拠点化

県西部・飛騨・能登地域における広域連携と拠点都市化を推進して、観光の振興を図り、観光産業を育成します。

施策方針

① 広域観光の推進

具体的な施策

- 1 飛越能や富山県西部等広域的な連携による観光施策の展開
- 2 二次交通の充実
- 3 新高岡駅の拠点性向上

② 歴史まちづくりの推進

- 1 伝統的まつり、イベントの活性化
- 2 資源を活かした観光プログラムの開発
- 3 戦略的なプロモーション活動の実施
- 4 観光拠点施設等の整備

③ MICE(コンベンション等)及びインバウンドの誘致促進

- 1 MICE(コンベンション等)の開催支援と誘致強化
- 2 インバウンド(外国人観光客誘致)に資する展開

④ 観光関連産業の活性化

- 1 観光地周辺における開業支援
- 2 食のブランド化・土産品の開発支援
- 3 観光関連団体との連携
- 4 産業観光の推進
- 5 クルーズ船誘致の促進と受入態勢の充実

⑤ もてなしの環境づくり

- 1 もてなしの心の醸成
- 2 市民協働による観光の推進
- 3 案内機能の充実



高岡市産業の振興及び小規模企業の持続的発展に関する基本条例

高岡は、17世紀初頭の加賀藩政時代の銅器、漆器といった伝統産業を起源とした「ものづくりのまち」である。その精神は、アルミをはじめとした金属関連産業や化学・薬品、紙・パルプ、機械などの近代産業に受け継がれ、こうしたものづくり産業を中心に商業・サービス業、農林水産業など様々な産業が集積する日本海側有数の産業都市として、発展を遂げてきた。これらの活発な経済活動は、雇用機会や労働意欲を創出し、市の活力を生み出すとともに、市民の豊かな生活を支える大きな役割を担っている。

市民生活の向上のため、産業の振興を図っていくには、高岡が有するものづくりの技、文化遺産、伝統工芸及び高速交通網の結節点であることの地理的な優位性などの地域資源を最大限に活用するとともに、個々の事業者にとっては、経済的、社会的な環境の変化に柔軟に対応し、新たな事業活動に取り組んでいくことが必要である。併せて、地域に密着して本市の産業と市民の生活を支えている小規模企業の持続的な発展が重要である。

こうした認識を地域全体で共有し、一体となって本市の産業振興と小規模企業の持続的発展を図り、安定的で豊かな地域社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市において産業の振興が、地域社会に果たす役割の重要性と、中でも地域に密着して事業を営む小規模企業の重要性に鑑み、産業の振興と小規模企業の持続的な発展(以下「産業振興等」という。)に関し、その基本理念を定め、市の責務及び事業者その他産業関係者の役割を明らかにすることにより、本市の産業振興等を総合的かつ一体的に推進し、もって地域経済の循環、地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 事業を営む者で市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者をいう。

(5) 産業関係団体 商工会議所、商工会、観光協会、農業協同組合その他の産業の振興を目的とする団体をいう。

(6) 地域金融機関 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関をいう。

(基本理念)

第3条 産業振興等は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 事業者の自主的な努力のもと、その創造的な活動を活かすとともにその経営の向上、改善又は安定化を促進すること。
- (2) 創業及び事業承継を促進し、地域の多様な産業の維持を図ること。
- (3) ものづくりの技その他の本市が有する地域資源を活用し、又は発信すること。
- (4) 小規模企業者について、その自主的な努力のもと、多様な主体との連携と経営資源の有効な活用により事業の持続的発展を図ること。
- (5) 市、国、県、周辺自治体、事業者、産業関係団体、地域金融機関、研究機関、教育機関及び市民が相互に連携し、及び協力すること。

(産業振興等の指針)

第4条 市は、産業振興等に関する指針(以下「指針」という。)を定めなければならない。

2 前項の指針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 産業振興等に関する基本的な方向
- (2) 産業振興等のために講ずる施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、産業振興等のために必要な事項
- 3 市は、新たに指針を定めたとき又は前項第1号若しくは第2号の事項について変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、産業振興等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 市は、産業振興等のための施策の実施に当たっては、国、県、周辺自治体、事業者、産業関係団体、地域金融機関、研究機関、教育機関及び市民と連携して取り組むものとする。

3 市は、地域産業において重要な役割を担う小規模企業者に対し、主に産業関係団体及び地域金融機関と連

携しながら、その持続的発展が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業者及び小規模企業者の役割)

第6条 中小企業者及び小規模企業者は、経済社会情勢の変化に対応するため、自らの経営資源を有効に活用し、経営の向上、改善又は安定化を図るよう努めるものとする。

2 中小企業者及び小規模企業者は、自らの事業活動を通じてものづくりの技その他の本市が有する地域資源の活用及び発信に努めるものとする。

3 中小企業者及び小規模企業者は、事業活動、人材の育成及び事業の承継を通じて地域産業の持続的な形成及び発展に寄与するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、積極的に中小企業者及び小規模企業者と連携し、及び協力して事業活動を行うことを通じて地域産業の発展に寄与するよう努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業者及び小規模企業者と相互に技術、製品及びサービスの活用を図るよう努めるものとする。

(産業関係団体及び地域金融機関の役割)

第8条 産業関係団体及び地域金融機関は、事業者の創造的な活動、経営の向上、改善又は安定化を図る取組みを積極的に支援するよう努めるものとする。

2 産業関係団体及び地域金融機関は、創業及び事業承継を支援するよう努めるものとする。

3 地域金融機関は、事業者の経営の改善及び安定化を図るため、資金の円滑な供給と経営相談を通じて事業者を支援するよう努めるものとする。

(研究機関及び教育機関の役割)

第9条 研究機関及び教育機関は、研究成果の地域産業への還元、技術支援による事業者との連携及び教育活動等を通じた産業振興等に資する人材育成により、産業振興等に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第10条 市民は、産業振興等が豊かで活力ある地域社会の形成及び持続並びに市民生活の向上に寄与することについて理解を深め、産業振興等に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、ものづくりの技その他の本市が有する地域資源及び地域産業の理解を深め、地域の魅力の発信に努めるものとする。

(産業振興委員会の設置)

第11条 第3条の基本理念の実現及び産業振興等に関し、調査審議するため、高岡市産業振興委員会(以下

「委員会」という。)を設置する。

(委員)

第12条 委員会は、委員23人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係団体の役職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員のうち団体又は法人等の役職員であることによって委嘱された委員が当該役職員の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(組織及び運営)

第14条 前2条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(財政上の措置)

第15条 市は、産業振興等に関する施策を実施するための必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。(略)

発行日 平成 28 年 4 月
発 行 高岡市
編 集 産業振興部産業企画課
〒933-8601 高岡市広小路 7-50
TEL 0766-20-1285
FAX 0766-20-1287